



兵庫県におけるスポーツ休暇の創設等について

令和元年12月22日

兵 庫 県

1 趣旨

令和3年5月に、生涯スポーツの国際大会であるワールドマスターズゲームズ（以下「WMG」という。）が関西を中心に開催される。については、本県職員が同大会に積極的に参画できるよう、特別休暇の創設等を行う。

2 スポーツ休暇の創設

(1) 取得要件

職員がWMGの公式競技(R3.5.14～30)、オープン競技(R2.4.1～R3.8.31)及びリハーサル大会に選手として出場する場合で、公務の運営に支障がないと認められる場合に取得できることとする。

(2) 対象職員

一般職に属する職員

(3) 取得期間

1暦年において5日の範囲内の期間

なお、WMG開催時期に併せて、令和2年及び令和3年のみ取得可とする。

(4) 取得単位

1日

(5) 給与の取扱い

有給休暇扱いとし、給与を減額しない。

3 夏季休暇の取得期間に係る特例措置

令和2年及び令和3年に限り、5月に夏季休暇を取得できるようにする。

※ 現行の取得期間：6月～9月 → 令和2、3年：5月～9月

4 施行日

令和2年4月1日

